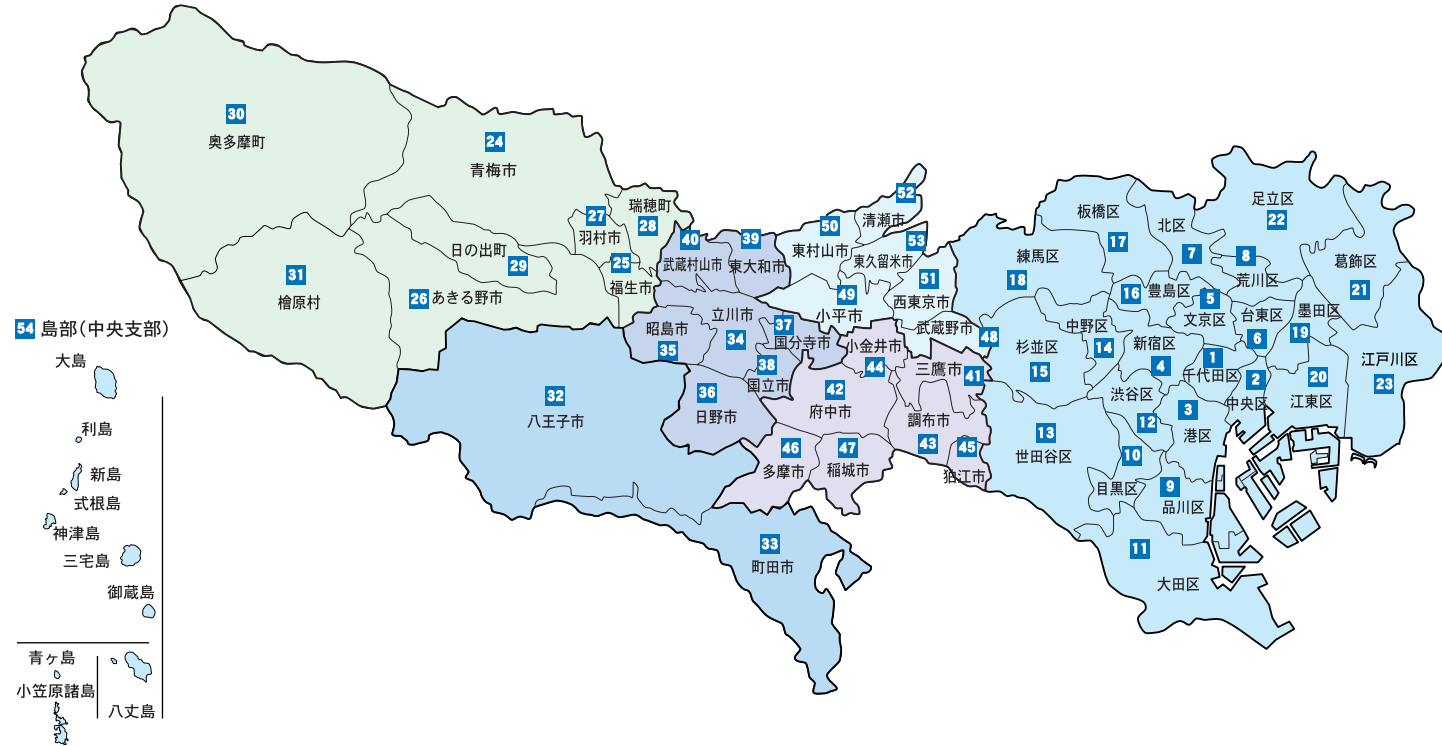


深く厚く広がるネットワーク

建築設計・工事監理の業務は、年々複雑多岐にわたっています。また建築士事務所を取り巻く環境の変化や求められる資質も次第に高度なものとなっています。本会では複雑化する今日の建築界の動きや建築士事務所の経営及び業務に必要な情報の提供や各種講習会の開催、行政への陳情、建議並びに地域社会に貢献する施策など、多様な事業を行って、ユーザーと本会委員、また会員相互と内外の関連団体や行政機関、これらを密接に結びつける広く厚いネットワークを構築しています。

沿革
 1948年9月 東京都知事より社団法人の設立許可を受ける
 1963年6月 社団法人東京都建築士事務所協会に改称



◎支部一覧 NETWORK

1 千代田区	千代田支部	19 墨田区	墨田支部	37 国分寺市	西部支部
2 中央区	中央支部	20 江東区	江東支部	38 国立市	
3 港区	港支部	21 葛飾区	葛飾支部	39 東大和市	南部支部
4 新宿区	新宿支部	22 足立区	足立支部	40 武蔵村山市	
5 文京区	文京支部	23 江戸川区	江戸川支部	41 三鷹市	西多摩支部
6 台東区	台東支部	24 青梅市	西多摩支部	42 府中市	
7 北区	北支部	25 福生市			
8 荒川区	荒川支部	26 あきる野市			
9 品川区	品川支部	27 羽村市			
10 目黒区	目黒支部	28 瑞穂町			
11 大田区	大田支部	29 日の出町			
12 渋谷区	渋谷支部	30 奥多摩町	八王子支部	43 調布市	
13 世田谷区	世田谷支部	31 檜原村			
14 中野区	中野支部	32 八王子市	八王子支部	44 小金井市	北部支部
15 杉並区	杉並支部	33 町田市	町田支部	45 狛江市	
16 豊島区	豊島支部	34 立川市	西部支部	46 多摩市	
17 板橋区	板橋支部	35 昭島市			
18 練馬区	練馬支部	36 日野市	西部支部	47 稲城市	中央支部
				48 武蔵野市	
				49 小平市	
				50 東村山市	
				51 西東京市	
				52 清瀬市	
				53 東久留米市	
				54 島部	



社団法人 東京都建築士事務所協会
 Tokyo Association of Architectural Firms
 160-0023 東京都新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5F
 TEL.03-5339-8288 FAX.03-3345-0150
<http://www.taaf.or.jp/> E-mail:jimu1@taaf.or.jp

夢をかたちに for the better life

おまかせください、
私たちが応援します。



社団法人 東京都建築士事務所協会
 Tokyo Association of Architectural Firms

私たちは、あなたの目です。あなたの耳です。あなたの声です。 さらにあなたの頭脳であり、そしてあなたのこころです。



私たちは、社団法人東京都建築士事務所協会です。

みなさんが住まいをはじめとするいろいろな建物を新しく建てようとする時、今ある建物をこれからも大事に使い続けていくために必要な手入れ

や修繕、あるいは暮らしやすいように増改築などのリフォームを考える時、地震や火災から建物を守ることや地域環境で心配な事柄、建築工事のご契約や工事後の不具合などでお悩みの時。また、住まいやまちづくりなどについてさまざまな疑問やご要望などがある場合。このような時、私たちを思い出してください。私たちにご相談ください。きっとあなたの力になれます。きっとより良い解決の糸口を見出すことができます。私たちが専門家として、あなた以上にあなたのために、あなたの立場に立って行動するからです。



設計という仕事は？

私たちは、あなたの目です。

なぜならば、私たちはあなたの目となって、敷地や環境を見極めるからです。地盤の状態、日当たりや風の通り、湿気や排水の具合、周囲の様々な要因を、あなたに代わってプロの目で調べます。

私たちは、あなたの耳です。

なぜならば、私たちはあなたの耳となって、あなたやあなたに関わりのある方々の希望に耳を傾け、そればかりかあなた自身の気持ちにも耳を傾けることができるからです。そして、私たちはあなたの声です。

なぜならば、私たちはあなたに代わりあなたの言葉としてあなたの気持ちを語ります。それは、建物の目的や機能、安全や耐久性、そして快適さや美しさ、まちなみとの調和、そして予算等々、尽きることはありません。いろいろと迷うこと、様々なご希望の中で互いに矛盾しあう条件や事柄を、私たちはあなた自身の頭脳となって考え、あなたのこころとなって最良の仕方を提案します。それが、私たちの仕事です。

そしてそれが、設計という仕事です。良い設計を得るためには、都内各地でこうしたことにいつも従事している私たちをまず訪ねてみてください。良い設計者との出会いが大切です。

監理という仕事は？

監理というあまり聞きなれない言葉があります。よく管理と混同されます。これについても是非知っていただきたいと思います。住まいやいろいろな建物の工事に入るまでには、たくさんの道のりがあります。良い設計だけではなかなか良い建物の工事はできません。良い設計に基づいて、それを適切に間違いのない仕方で工事を行う、これが大切です。設計図などに照らし合わせ、工事をきめ細やかにチェックしていくこと、これが工事監理という仕事です。その点では現場の工事を円滑に進めるための管理(マネジメント)とは異なっています。末永く用いる住まいなどの建物は、建設費が非常に高額であるにも関わらず、どのようにつくられたのかを後から確かめることは容易ではありません。見え難いところほどしっかりとした専門家の目で、つくり方や材料などの一つ一つを確かめながら進めていくことが大切です。それが安心につながり、快適さの源でもあり、健康的で環境への負荷も少なくできる信頼のおける確実な道筋です。

設計事務所(建築士事務所)

建築士法という法律があります。一定の規模・構造の建物は建築士でなければ設計や監理はできません。また、建築士であっても、知事の下に建築士事務所としての登録を行っていないければ、設計や監理を業務として行うことができません。(社)東京都建築士事務所協会は、そうした建築士事務所からなる都内唯一の公益法人です。

当協会は設立以来多くの会員事務所ともどもその理念と路線を保ち、一貫してご依頼の方々や社会への貢献を目指す活動を続けています。

その他の業務には…

建物設計や監理以外にも、次のような仕事を私たちは行っています。

- 建物の耐震診断・補強提案や調査・鑑定。
- 住まいやその他の建物についての様々な相談への対応。
- 新技術、新工法などに即応した研修会や法令等の改訂に対応した講習会の開催など。
- 都、市区町村における行政との連携を高め、まちづくりへの寄与や建築行政・都市計画行政などへの貢献。
- 会員と会員事務所の業務の向上と顧客サービスの充実。

住まい・まち・くらしの安全と安心を確かなものとし、快適な生活空間をかたちづくるために、私たち建築士や会員事務所である設計事務所は(社)東京都建築士事務所協会に集い努力しています。

私たちの業務報酬は？

設計料などの業務報酬は建物の用途・規模その他によって異なります。また、お引受けする業務範囲と内容によっても異なります。ご依頼になる前のご相談の際に、当協会会員設計事務所でご確認ください。標準的な算定例は当協会のホームページ(URLは下段を参照してください)に掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

建物に関する相談は、専門家集団の私たちに任せ下さい。

家を建てたい

おまかせください



設計相談



良い設計者とのめぐり合い。夢をかたちにする第1歩です。

ご契約



設計者への信頼と確信を、契約という形でしっかりとかためましょう。

基本設計



あなたの夢の実現のため、もっとも基本的な条件と方向を探ります。

実施設計



様々な要素を織り込んで、周到な設計図をつくります。

工事と工事監理



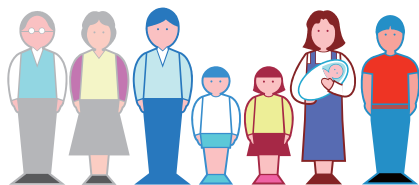
工事の各段階・各内容を、プロの目で厳しくチェックします。

完成



すべての工事が適切に完了したことを確認します。

信頼信用 新たなスタート!



建築士事務所協会の法定法人化

建築士事務所協会は、法律の改正により、建築士法上にもその名称が明記された法定法人となりました。法定法人として本会に課せられた業務のあらましは次の通りです。これらは本会会員の建築士事務所ばかりではなく、すべての建築士事務所を対象にしています。

1. 建築士事務所協会は、建築主などの利益保護のために**建築士事務所に対し必要な指導・勧告**その他を行う。
2. 建築士事務所協会は、建築士事務所の業務遂行に関する**建築主等からの苦情の解決**にあたる。
3. 建築士事務所協会は、**建築士事務所の開設者や所属建築士に対する研修**を行う。

建築士事務所協会としてのこれらの新しい業務に加え、東京都建築士事務所協会には、従来東京都が所管していた建築士事務所の登録更新業務が移管され、建築士事務所が行なう毎年の業務報告書の受付やその管理・閲覧等の業務も行なうことになりました。^(※1)

これらの新しい業務により、本会は今までの建築士事務所の運営の基盤的な中核を支える役割とともに、建築主の利益の保護を図る活動を行う団体として、2009年新たなスタートを切りました。



建築士法の改正

今回の建築士法改正^(※2)により、建築士事務所の運営や業務の適正化の促進、建築士事務所に業務を委託する建築主の利益保護の拡大のために、法的に指定された法人（法定法人）^(※3)としての位置付けが、本会を含む各都道府県建築士事務所協会に与えられることになりました。

建築士事務所協会の公益性・社会貢献

社団法人東京都建築士事務所協会（設立：昭和23年）を始め各都道府県下に設立されている建築士事務所協会は、建築士事務所登録を行った建築士事務所を会員としています。

これからも建築士法に定められた法定法人として、建築主等の利益の保護と構成会員が遂行する業務の適正化、さらには防災安全なまちづくりや均衡のとれた都市計画並びに環境整備や景観形成への助言等を通じて、広く公益性を追求し社会的な貢献に尽くしてまいります。



建築士事務所の業務に対する苦情の受付



本会は建築士法27条の5に基づいて苦情解決の対応をします。ここでいう苦情とは、建築士事務所の業務（設計・工事監理等）の内容に対する苦情を指しています。

建築士法では「建築士事務所協会は、建築主その他の関係者から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。」^{(*)4}と定められています。これは苦情の解決のために、会員・非会員の区別をすることなく、建築士事務所協会は苦情の対象となった建築士事務所に対し、「迅速な処理」を求める権限を持ち、建築主等の保護を図ることなどが課せられていることを意味します。

苦情の申出をされる建築主の方は、本会にご連絡下さい。折り返し本会から相談日をお知らせしますので、お知らせした日にご来会下さい。本会では相談に応じ、調査助言し、該当事務所へ迅速な処理を求めます。

■ 係争中の案件等、苦情の内容により対応できない場合があります。

詳しくは本会ホームページの下記の苦情の受付ページをご覧ください。本会事務局までお問合せ下さい。

■ 苦情の受付ページ <http://www.taaf.or.jp/ask/kaiketu.html>

建築物の設計や工事監理の業務



建物の設計や工事の監理^{(*)5}という業務は、ごく小規模な建物等、特別の場合を除いて、法律が定める建築士事務所^{(*)7}登録を都道府県知事に行なった建築士事務所^{(*)6}に所属する建築士^{(*)6}のみが行なえる業務です。

建物の設計や工事監理を建築士事務所に依頼される場合、信用信頼の証として本会の会員建築士事務所であることをお確かめ下さい。

- *1 登録センター：本会は東京都より建築士事務所の指定事務所登録機関の指定を受けました。
- *2 施行：平成21年1月5日です。
- *3 法定法人：建築士法の第27条の二に規定されています。
- *4 苦情の解決：同第27条の五に規定されています。
- *5 監理：建築工事が設計とおり適正に行われているかどうかを確認すること。
- *6 建築士：一級建築士・二級建築士・木造建築士、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士があります
- *7 建築士事務所：一級建築士事務所・二級建築士事務所・木造建築士事務所があります。



災害に強いまちづくりの推進

社団法人 東京都建築士事務所協会

地震に備えて耐震診断をしましょう。住まいとまちを安全に！

建築士事務所は建築物の耐震診断、補強設計、監理を行います。



お住まいの耐震診断を実施しましょう

● 比較的古い建物・地盤が悪い敷地の建物

- ・昭和56年5月31日以前の建物
- ・老朽化の著しい建築物
- ・軟弱地盤、切土や盛土がある敷地、土留や擁壁がある敷地の建物

● バランスの悪い建物・重い建物

- ・車庫が組み込まれた建物、凸凹や複雑な形の建物
- ・屋根や外壁が非常に重い建物
- ・スキップフロアーや吹き抜けのある建物
- ・壁、窓の配置が偏っている建築物

● その他、アパート・マンション・店舗など多数の人が利用する建物



写真提供：首都大学東京 土質研究室

法定法人化で新たなスタート！

社団法人 東京都建築士事務所協会

東京都耐震改修促進計画

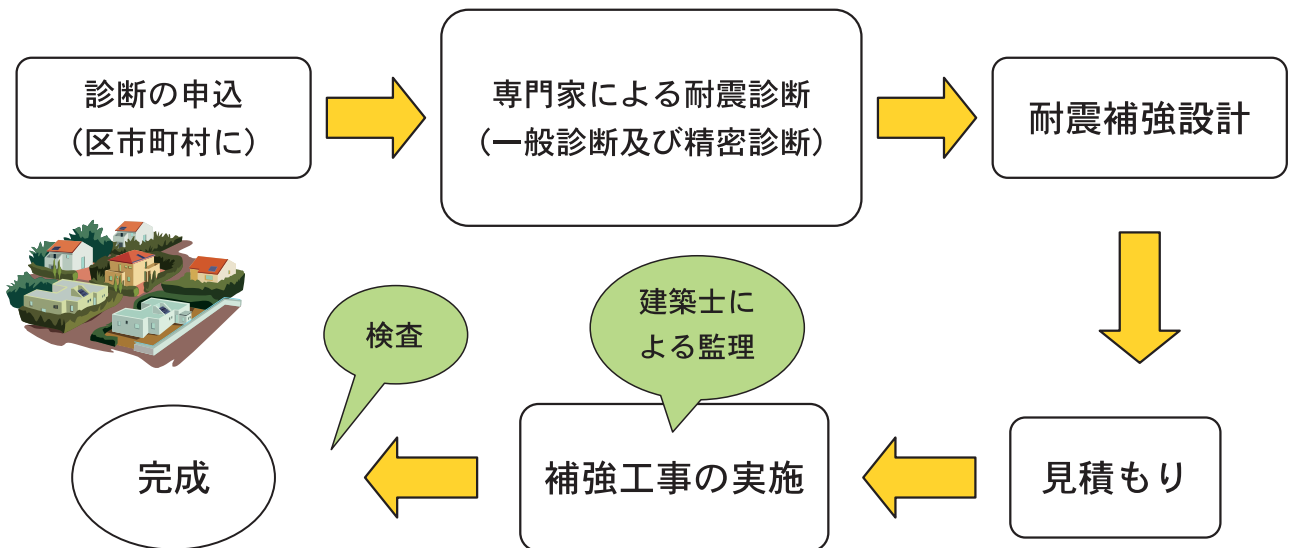
阪神・淡路大震災（平成7年）や新潟県中越地震（平成16年）など震災時の住宅の全半壊による被害は深刻で、住宅の耐震性能の確保が極めて重要であることが改めて浮き彫りになりました。災害に強いまちづくりを促進するため、耐震改修を実施しましょう。

対象区域は都内全域、対象建築物は新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された住宅・建築物

計画期間は平成18年度から平成27年度までの10年間

（社）東京都建築士事務所協会では常日頃より、地域の皆様・行政の方々と地域社会の将来像を話し合い、耐震化の促進や防災・防犯、持続可能で美しい街並みの形成の実現に協力しています。

耐震診断から耐震補強工事までの流れ



耐震診断・改修工事への助成が受けられる制度があります

手続及び条件などにつきましてはお住まいの区市町村までお問い合わせ下さい

耐震改修工事の実施により、税制上の優遇措置を受けられる場合があります

手続及び条件などにつきましては所轄の税務署・都税事務所にお問い合わせ下さい